

# 増 改 築 相 談 員

## 新規研修会

11 / 17 (金)

★ 10年以上の工事実績と資格取得でお客様に安心をPR ★

リフォーム市場が拡大する一方でリフォーム工事は一定の条件であれば建設業許可の取得も必要ないため、様々な業者が参入でき、相談窓口寄せられるトラブルが増えてきています。そのため、お客様に選ばれる業者として、正しい知識と適切な対応が重要です。

増改築相談員は公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが建設省（現・国土交通省）の指導のもとに昭和60年度に創設され、研修会では住宅建築に関する知識はもちろんのこと、融資や税金、お客様との接し方などを幅広く学ぶことができます。

カリキュラム (科目)

総論・相談・工事の進め方	性能向上リフォーム等	住宅の点検と補修
設備のリフォーム	最近のトピック	関連法規・制度等
関連融資・住宅の税金	トラブル事例とその対応	介護保険における 住宅改修実務解説

リフォームの  
営業に最新  
情報を活用!

◎ 講習会終了後に考査があります。合格した方に登録証と登録カードが発行されます。

日 時 : 2017年11月17日(金) 9時15分~19時20分(予定)

会 場 : 建設埼玉会館 (さいたま市北区宮原町 4-144-1)

受 講 料 : 22,680円 (テキスト代・登録料含む。食事の用意はありません)

受 講 要 件 : 住宅の新築工事又はリフォーム工事に関する  
実務経験を10年以上有する方

申 込 締 切 : 10月27日(金) 必着

お申し込み方法は裏面  
をご覧ください



**お申し込み方法****申込締切10月27日（金）必着**

- ①受講料（22,680円）をゆうちょ銀行（郵便局の窓口またはATM）で払込み下さい。  
 ※払込手数料はご負担をお願い致します。

（払込先） 郵便振替 00110 - 4 - 20835 加入者名：財団法人埼玉県住宅センター

- ②下記申込書にご記入下さい
- ③**申込書とゆうちょ銀行で受領した「振替払込請求書兼受領証」を下記までFAX又は郵送してください。**  
 郵送の場合、申込書等はコピーでかまいません。
- ④住宅センターで申込書を受付後、下記にご記入いただいた住所へ「申請書」を郵送します。
- ⑤ご記入いただいた「申請書」をFAX又は郵送でご返送ください。  
 ※申請書のご返送がない場合、受講いただけない場合があります。
- ⑥住宅センターで「申請書」を確認後、「受講票（はがき）」を下記にご記入いただいた住所へ送付いたします。

**申込書**

申込先 … FAX 048-669-2131 又は下記に郵送

フリガナ					建設埼玉組合員の有無	
氏名					有・無	組合員番号 — —
生年月日	昭和 平成	年	月	日	職種	実務 経験 年
自宅 住所	(〒 — )					
電話		携帯		FAX		

※ご記入頂いた個人情報（研修会等の運営・増改築に関する情報提供・統計処理）以外には利用しません

ゆうちょ銀行「振替払込請求書兼受領証」 貼付欄

※タテ/ヨコどちら向きの貼付でも可。また、別紙でお送りいただいても大丈夫です。  
 上欄、ご記載いただいた内容が隠れないように貼付してください。

**問合せ・申込先**

**公益財団法人 埼玉県住宅センター**

〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町4-144-1  
 電話：048（669）2121 FAX：048（669）2131